

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	平 取 町

平取町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 平取町町民課生活環境係
所 在 地 沙流郡平取町本町 3 5 番地 1
電 話 番 号 0 1 4 5 7 - 4 - 6 1 1 3
F A X 番 号 0 1 4 5 7 - 4 - 6 8 7 0
メールアドレス seikatsu.kankyo@town.biratori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ・キツネ・タヌキ・ 鳥類(スズメ・カラス・ハト)
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	平取町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	・水稲	25,821 千円
		23.8 ha
	・牧草	15,630 千円
		69.7 ha
	・デントコーン	1,818 千円
		3.6 ha
	・大豆	334 千円
		1 ha
	・その他作物	1,875 千円
		4.3 ha
計	45,478 千円	
	102.4 ha	
ヒグマ	・デントコーン	3,485 千円
		6.9 ha
アライグマ	・水稲	108 千円
		0.1 ha
	・その他作物	1,705 千円
		0.6 ha
	計	1,813 千円
		0.7 ha
キツネ・タヌキ	-	-
鳥類	・水稲	651 千円
		0.6 ha
	・その他作物	313 千円
		0.7 ha
	計	964 千円
		1.3 ha
合 計		51,740 千円
		111.3 ha

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
エゾシカ	町内一円に年中出没している。生息数は不明。侵入防止柵の整備により農業被害は減ったが、近年では、市街地・道路にも出現し車との衝突事故などが発生し住民生活にも影響している。その他に森林被害(樹皮の食害)も出てきている。
ヒグマ	近年、12月から3月の冬眠期間を除いて、農村集落内の住宅近辺までヒグマの生息域が迫っており、主要道路を横断するなどの目撃情報も多い。農作物の被害のみならず人命への危険も懸念されるため、目撃地域には見廻り活動の強化と注意看板の設置による対応を行っている。
アライグマ	町内全域に被害が及び、年々増加傾向にある。融雪前後から出没が増えてくるが、収穫直前のスイートコーン等の農作物を食害される。 生息数については不明。
キツネ・タヌキ	人里近くに出没し、農作物などへの被害が発生傾向にある。
鳥 類	水稻の播種から収穫前の間による食害、酪農、畜産農家ではラップ等牧草の被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)	備考(軽減率)
エゾシカ	被害額	45,478 千円	36,382 千円	20% 減
	被害面積	102.4 ha	81.9 Ha	20% 減
ヒグマ	被害額	3,485 千円	2,788 千円	20% 減
	被害面積	6.9 ha	5.5 ha	20% 減
アライグマ	被害額	1,813 千円	1,269 千円	30% 減
	被害面積	0.7 ha	0.5 ha	30% 減
キツネ・ タヌキ	被害額	— 千円	— 千円	—
	被害面積	— ha	— ha	—
鳥類	被害額	964 千円	771 千円	20% 減
	被害面積	1.3 ha	1.0 ha	20% 減
合計	被害額	51,740 千円	41,210 千円	20% 減
	被害面積	111.3 ha	88.9 ha	20% 減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・猟友会と委託契約をし、会員を被害対策実施隊員に任命し、銃器及びわな等により捕獲を実施している。 ・ヒグマ、エゾシカ、アライグマ、キツネ、タヌキ、カラスは捕獲奨励金を支出することで積極的な捕獲を推進している。	猟友会会員の減少・高齢化が進んでおり、今後の捕獲体制が憂慮される。
	・エゾシカ ・銃による捕獲 ・一斉駆除による捕獲 ・くくりわなによる捕獲	平成 24～25 年度の有害獣進入防止柵設置以降、個体数は徐々に減少傾向だが、依然として農林業被害が大きく、住民からの駆除依頼も多いため、当面は駆除事業を最優先に行う必要がある。
	・ヒグマ ・箱わなによる捕獲	ヒグマは基本的に箱わなでの捕獲を実施しているが、国道や民家周辺での出没情報が増えており、わなの設置だけでは対応が困難になっている。現状は、遠隔監視カメラ等のICT技術を導入したことで、箱わな付近の出没や捕獲状況がリアルタイムで把握可能となった。
	・アライグマ ・箱わなによる捕獲	捕獲頭数が年々増加しており、繁殖に歯止めがかかっていない。箱わなの設置数を増やす等、駆除体制の充実を図る必要がある。
	・キツネ、タヌキ ・箱わなによる捕獲	捕獲頭数が増加傾向にあり、頭数を減らすためにも住民の協力による民家付近でのわな設置が必要となる。
	・鳥類 ・銃器による捕獲 ・箱わなによる捕獲	民家周辺等では銃器を使用できないため捕獲数が増加しない。
防護柵の設置等に関する取組	・侵入防止柵の設置に対して、町及び農協より補助金を支出している。(平成 29 年度で延長距離 0.4km 分の補助をしている)	・維持管理に係る手間、維持費がかかる。 ・電気柵をくぐる、飛び越える等、エゾシカの学習能力の高さに苦慮している。
生息環境管理その他の取組	なし	ヒグマの目撃情報が増えている中、捕獲に従事できる人員も不足しており、捕獲以外の方法による忌避も検討する必要がある。

(5) 今後の取組方針

・エゾシカ

エゾシカ保護管理計画に基づき、銃及びくくりわなによる捕獲を実施し、個体数の減少が確認されるまで捕獲頭数の増加を図る。

日高振興局管内の町で構成する広域協議会と連携し、一斉駆除を実施する。

・ヒグマ

農地等に繰り返し出没する個体や人身事故の恐れがある個体のみ捕獲し、目撃地域での見廻り活動の強化と看板による注意喚起を実施する。

・アライグマ

特定外来生物の防除実施計画による捕獲従事者が箱わなにより捕獲し、被害の未然防止と生息域拡大の阻止を図る。

・キツネ、タヌキ、カラス類

生活圏内での駆除要請のため、捕獲困難な場合も多いが、住民生活に支障がない範囲で捕獲に努める。

・その他

農林業関係機関と被害防止に向けて効果的な対策等を協議する。

捕獲体制の整備を図る。

狩猟者の高齢化対策としての担い手の育成、農業者等による新規捕獲員の確保を図る。

被害防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・平取町鳥獣被害対策実施隊の設置

隊員を任命し、対象鳥獣を銃器又はわなにより捕獲する。

・ICT技術の導入

遠隔監視カメラ等の ICT 技術を活用し、見回り作業等の軽減を図り、特定の隊員のみに負担がかかることがないような、捕獲体制とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、タヌキ、鳥類	・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。 ・狩猟免許取得に係る補助 ・ハンター保険料に係る補助 ・猟銃購入に係る補助
8	同 上	同 上
9	同 上	同 上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の被害状況及び捕獲実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	3,500	3,500	3,500
ヒグマ	30	30	30
アライグマ	800	800	800
キツネ	150	150	150
タヌキ	200	200	200
鳥類	100	100	100

捕獲等の取組内容
・捕獲予定場所は町内一円(原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所は除く。) ・捕獲手段について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。 ・捕獲予定時期は、次の期間とする。 - エゾシカ → 年間を通して、銃器及びくくりわなによる捕獲を実施する。 - ヒグマ → 4月から11月末日までの期間とし、原則箱わなを用いた捕獲を実施する。 - アライグマ → 防除計画により箱わなを設置、通年捕獲を実施する。 - キツネ → 年間を通して、銃器及び箱わなを用いた捕獲を実施する。 - タヌキ → 年間を通して、銃器及び箱わなを用いた捕獲を実施する。 - 鳥類 → 年間を通して、銃器及び箱わなを用いた捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・大型獣(ヒグマ・ニホンジカ)の遠距離からの射撃により捕獲者の安全を確保し、効率的な捕獲を進めるのに必要なため。 ・捕獲を実施する期間については、鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間、場所については平取町内一円(鳥獣保護法規則第7条第1項第7の場所を除く)とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
平取町一円	タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ、ヒグマ	電気柵(4段) 延長 10,000m	電気柵(4段) 延長 10,000m	電気柵(4段) 延長 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

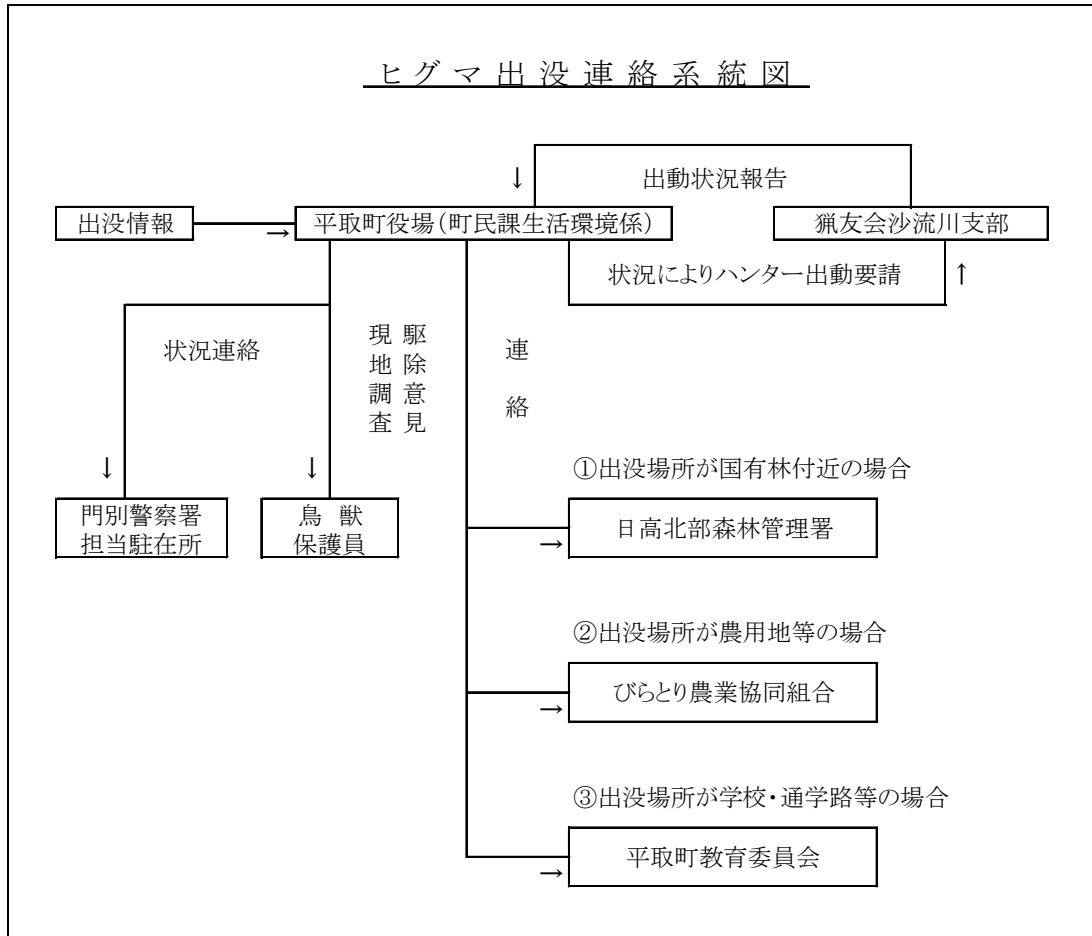
対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ	侵入防止柵の正しい 管理方法、対象鳥獣 の正しい知識の普及 活動、緩衝帯の設置	侵入防止柵の正しい 管理方法、対象鳥獣 の正しい知識の普及 活動、緩衝帯の設置	侵入防止柵の正しい 管理方法、対象鳥獣 の正しい知識の普及 活動、緩衝帯の設置

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

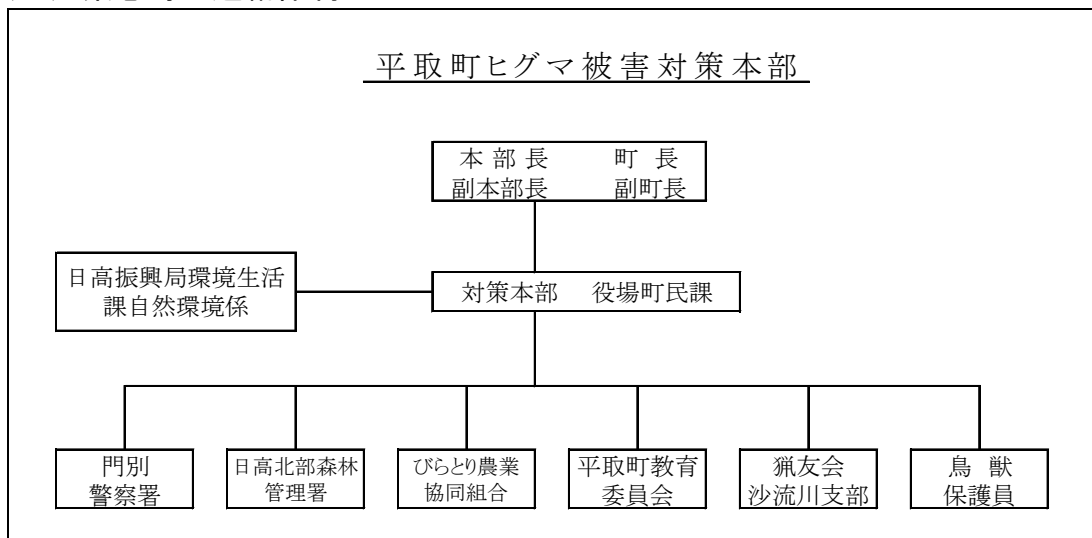
年度	対象鳥獣	取組内容
7	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により発砲による追い払いを実施する。
8	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により発砲による追い払いを実施する。
9	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により発砲による追い払いを実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割



(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマについては、臼歯、胃内容物、肝臓腎臓等の検体を研究機関(地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所自然環境部)に提供する。
キツネは必要に応じ、検体として関係機関に提供する。
その他の捕獲個体、残滓については、一般廃棄物として、適正に処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	平取町エゾシカ処理指定施設へ搬入し有効利用
ペットフード	平取町エゾシカ処理指定施設へ搬入し有効利用
皮革	平取町エゾシカ処理指定施設へ搬入し有効利用
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	平取町エゾシカ処理指定施設へ搬入し有効利用

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	平取町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
平取町	・協議会事務局運営、被害状況・出没状況の把握、関係機関との連絡調整
平取町農業委員会 びらとり農業協同組合 沙流川森林組合	・被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
日高農業改良普及センター日高西部支所	・被害状況、出没状況の把握 被害防止対策に係る技術的指導助言 ・有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農指導等
北海道猟友会沙流川支部	・有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
日高振興局保健環境部環境生活課	被害状況の取りまとめ、鳥獣被害防止対策事業の指導に関すること。
日高振興局産業振興部農務課	計画の協議及び補助事業への指導等
日高鳥獣被害防止対策広域協議会	日高管内関係機関と連携を図り、広域的な有害鳥獣駆除の方策を協議する。
日高西部鳥獣被害防止対策協議会	日高町、新冠町と広域連携し有害鳥獣駆除対策を実施する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年4月1日 平取町鳥獣被害対策実施隊設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
